

訪問看護・介護予防訪問看護サービス重要事項説明書

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1 訪問看護ステーションの概要

(1) 事業者(開設者)	公益社団法人 宮城県看護協会	
(2) サービス提供事業所	公益社団法人 宮城県看護協会 栗原訪問看護ステーション	
(3) 所在地	(本所)	栗原市築館伊豆二丁目7番17号
	(金成支所)	栗原市金成上町東裏41番地5
(4) 電話番号	(本所) TEL	0228-24-8151
FAX	FAX	0228-24-8152
	(金成支所)	0228-57-3553
		TEL・FAX兼用
(5) 所長名	及川 美夏	
(6) サービスの内容	訪問看護及び介護予防訪問看護サービス	
(7) サービス実施地域	栗原市全域 登米市石越町 登米市迫町 大崎市田尻地区 大崎市岩出山真山地区 大崎市清滝地区 一関市花泉町	
(8) 指定訪問看護事業所指定年月日	平成 9年 4月15日	
(9) 指定介護予防訪問看護事業所指定年月日	平成24年11月 1日	
(事業所番号 第0461390015号)		

2 訪問看護ステーションの理念

一人ひとりの療養者の方々が安心して療養生活ができるよう、訪問看護師が専門職の意識と熱意を持って、「質のよい訪問看護・介護予防訪問看護サービス」を提供します。また、療養者の方が可能な限り自立した日常生活が送れるよう心身の機能の維持、回復はもとより健康管理、疾病予防、重症化予防に努めます。

3 訪問看護・介護予防訪問看護の内容

- (1) 療養相談
- (2) 日常生活の看護
- (3) リハビリテーション、住宅改善の相談
- (4) 認知症、精神・心理的看護
- (5) 治療のための看護
- (6) 介護者の相談
- (7) 在宅ケアサービスや利用できる制度（社会資源）の使い方の相談と紹介
- (8) 看取りの看護

4 営業日及び営業時間

	営業時間	通常の訪問時間
月曜日～金曜日	8：30～17：15	9：00～17：00
土曜日	8：30～12：30	9：00～12：00
日曜・国民の祝日、年末年始（12/29～1/3）は休業		

5 緊急時訪問体制

◎ **緊急時は24時間いつでも看護師が対応します**

下記にご連絡ください

営業時間内	月曜日～金曜日	8：30～17：15	事務所電話番号 <u>0228</u>
	土曜日	8：30～12：30	<u>(24) 8151</u>
営業時間外	月曜日～金曜日	17：15～翌朝8：30	携帯電話番号 <u>090</u>
	土曜日	12：30～翌朝8：30	<u>(4479) 6755</u>
	日曜日・祝日 年末年始	8：30～翌朝8：30	

訪問看護・介護予防訪問看護の提供を行っている時に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて応急の手当てを行なうとともに、速やかに主治医への連絡を行う指示を求める等必要な対応を致します。

6 職員体制（訪問看護・介護予防訪問看護）

職種	職員数
所長	1名
看護係長	1名
訪問看護師	5名 (専任5名)
事務員	2名 (兼任2名)

7 秘密保持

利用者やご家族に関する個人情報は、どんな場合においても他に漏らすことはありません。

ただし、サービス担当者会議などにおいて、個人情報を用いる場合はあらかじめ文書で同意を得ます。

8 事故発生時の対応

- (1) 訪問看護及び介護予防訪問看護サービス提供によって事故が発生した場合は、速やかにご家族や主治医または関係機関等に連絡をとり、必要な対処を致します。
- (2) 訪問看護及び介護予防訪問看護サービス提供に伴い発生した事故に関し、事業者の責任により損害を与えたことに対しては必要な措置を講じ、その損害を賠償します。
- ただし、事業者の故意、過失のなかった場合はこの限りではありません。
- (3) 事故の発生した要因を十分に検討し、原因解明を行ない、再発防止に努めます。

9 苦情対応窓口（訪問看護・介護予防訪問看護）

 **苦情やご相談は下記の窓口でお受けしますのでお気軽にご相談ください** 

なお、市町村担当窓口、介護予防訪問看護にあっては地域包括支援センター、宮城県国民健康保険団体連合会でも受け付けています。

- 当事業所の苦情受付者 係長 大内 淑子
苦情対応者 所長 及川 美夏
TEL 0228-24-8151
FAX 0228-24-8152
- 栗原市 介護福祉課 住 所 栗原市築館伊豆2丁目6番1号
電話番号 0228-22-1350
- 登米市 登米市福祉事務所長寿介護課 住 所 登米市南方町新高石浦130番地
電話番号 0220-58-5551
- 大崎市 高齢介護課 住 所 大崎市古川七日町1番1号
電話番号 0229-23-6085
- 一関市 長寿社会課 住 所 岩手県一関市竹山町7-2
電話番号 0191-21-8370

及び各地域包括支援センター

※介護予防訪問看護については、担当する地域包括支援センターへ
ご相談下さい。

○ 宮城県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情相談窓口
住 所 仙台市青葉区上杉1-2-3
宮城県自治会館6階
電話番号 022-222-7700

*事業所より提供終了を申し出る場合

ご本人、ご家族が故意または重大な過失により事業所もしくは担当の看護師等の生命・心身・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不诚信行為を行った場合又は行うことが予測される場合。この場合は直ちに契約を解除します。（具体的には、暴力や暴言、強要を行った場合等）

10 虐待防止に関する事項

- (1) 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずる。
 - 1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
 - 2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 3) 職員に対し虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - 4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (2) サービス提供中に当該事業所の職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

別表1

10 ご利用料金など

令和6年6月1日現在

保険種別 など	介護保険による (訪問看護・介護予防訪問看護)	医療保険による訪問看護 (後期高齢者医療・健康保険)	保険外 サービス
訪問看護を 利用できる 方	介護保険の被保険者で、要介護認定が 要支援1、2 要介護1～5の認定を受けて、主治医が訪 問看護の必要を認めた方	主治医が訪問看護の必要を認めた方 イ. 訪問看護基本療養費 ① 介護保険の対象でない方 ：週3回までご利用になれます ② 難病やがん末期の方 ：毎日ご利用になれます ③ 急性増悪期、月に14日ご利用になれ ます ロ. 精神科訪問看護基本療養費 精神障害を有する利用者又はその 家族への精神科訪問看護指示書に よる訪問看護 ①週3回までご利用になれます 精神科訪問看護基本療養費（I）又 は（III）においては退院後3ヶ月以 内の期間においては週5日までご利 用になれます ②精神科特別訪問看護指示書による訪問 看護は1ヶ月に、14日を限度として ご利用になれます (詳細につきましては健康保険法に基づ く訪問看護サービス契約内容説明書に あります)	有料での 訪問看護 を希望さ れる方
利用料金 (訪問看護)	1割負担の方 20分未満 314円／回 30分未満 471円／回 60分未満 823円／回 90分未満 1,128円／回 理学療法士、作業療法士又は言語聴 覚士による訪問 (1回につき) 294円／回 (1回20分以上・6回／週まで) 1日3回以上の場合 100分の90 夜間・早朝料金は1.25倍 深夜料金は1.5倍	後期高齢者医療 自己負担：1割 (一定以上の所得 がある方は2～3 割) * 後期高齢者医療 被保険者証に明記 されている自己 負担割合をご負担 いただきます。	健康保険 自己負担：3割 * 利用される方の 年齢、収入等に より自己負担割合 が異なります。 別表参照

	<p>サービス提供体制強化加算</p> <p>厚生労働大臣が定める基準第十号を満たし、看護師のうち</p> <p>(I) 勤続 7 年以上の者の割合が 30%以上の場合 6 円／回</p> <p>(II) 勤続 3 年以上の者の割合が 30%以上の場合 3 円／回</p> <p>複数名訪問加算 (I)</p> <p>2人の看護師が同時に訪問看護を行う場合</p> <p>30分未満 254 円／回</p> <p>30分以上 402 决算／回</p> <p>複数名訪問加算 (II)</p> <p>看護師と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合</p> <p>30分未満 201 决算／回</p> <p>30分以上 317 决算／回</p> <p>長時間訪問看護加算 (1 時間 30 分以上)</p> <p>(特別な管理が必要な方 1 回／週)</p> <p>300 决算／回</p> <p>緊急時訪問看護加算</p> <p>(I) 600 决算／月 (II) 574 决算／月</p> <p>特別管理加算 I 500 决算／月</p> <p>特別管理加算 II 250 决算／月</p> <p>ターミナルケア加算 2,500 决算／月</p> <p>初回加算 I 350 决算／月</p> <p>(退院した日に看護師が訪問看護を行った場合) II 300 决算／月</p> <p>退院時共同指導加算 600 决算／回</p> <p>看護・介護職員連携強化加算 250 决算／月</p> <p>看護体制強化加算 (I) 550 决算／月</p> <p>看護体制強化加算 (II) 200 决算／月</p> <p>専門管理加算 250 决算／月</p> <p>口腔連携強化加算 50 决算／月</p> <p>*一定以上の所得がある方は 2~3割負担となります。</p>	<p>24時間対応体制加算や特別管理加算等の加算がある場合があります。</p> <p>夜間加算(18:00~22:00) 早朝加算(6:00~8:00) 深夜加算(22:00~翌朝 6:00) は保険の負担割合で加算されます。</p> <p>*加算等については契約時または訪問開始後は担当看護師へご確認下さい。</p>
利用料金 (介護予防 訪問看護)	<p>限度額を超過した場合は 10 割自己負担</p> <p>1割負担の方</p> <p>20分未満 303 决算／回</p> <p>30分未満 451 决算／回</p> <p>60分未満 794 决算／回</p> <p>90分未満 1,090 决算／回</p> <p>理学療法士、作業療法士又は言語聴</p>	<p>その他の加算料金</p> <ul style="list-style-type: none"> 1時間 30 分を超える訪問看護 30 分毎 1,250 决算 営業日外：休日・祝日・年末年始 (0:00~24:00) 5,000 决算／日 <p>*その他の加算料金については実費額をご負担頂きます。</p>

	<p>覚士による訪問</p> <p>(1回につき) 284円／回</p> <p>(1回20分以上・6回／週まで)</p> <p>1日3回以上の場合 100分の50</p> <p>夜間・早朝料金は1.25倍</p> <p>深夜料金は1.5倍</p>		
	<p>サービス提供体制強化加算</p> <p>厚生労働大臣が定める基準第十号を満たし、看護師のうち</p> <p>(I) 勤続7年以上の者の割合が30%以上の場合 6円／回</p> <p>(II) 勤続3年以上の者の割合が30%以上の場合 3円／回</p> <p>複数名訪問加算（I）</p> <p>2人の看護師が同時に訪問看護を行う場合</p> <p>30分未満 254円／回</p> <p>30分以上 402円／回</p> <p>複数名訪問加算（II）</p> <p>看護師と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合</p> <p>30分未満 201円／回</p> <p>30分以上 317円／回</p> <p>長時間訪問看護加算（1時間30分以上）</p> <p>（特別な管理が必要な方1回／週） 300円／回</p> <p>緊急時訪問看護加算</p> <p>(I) 600円／月 (II) 574円／月</p> <p>特別管理加算 I 500円／月</p> <p>特別管理加算 II 250円／月</p> <p>初回加算 I 350円</p> <p>（退院した日に看護師が訪問看護を行った場合） II 300円／月</p> <p>退院時共同指導加算 600円／回</p> <p>看護体制強化加算 100円／月</p> <p>専門管理加算 250円／月</p> <p>口腔連携強化加算 50円／月</p> <p>*一定以上の所得がある方は2割負担となります。</p> <p>限度額を超過した場合等は10割自己負担</p>		
交通費	<p>サービス実施地域無料</p> <p>実施地域を越えた時点からの往復の距離 ・・・30円／km、1km未満無料</p>	<p>30円／km</p> <p>(往復の距離1km未満は無料)</p>	30円／km

※ 各種保険の他、公費負担医療制度も受けられます。

※ 医療保険の場合は、申請により高額医療費制度や市町村の医療費助成制度が受けられる場合があります。

※ 介護保険のご利用者が病状により頻回の訪問看護が必要となった場合は、2週間毎日ご利用いただけます。

ただし、主治医の特別指示書が必要となりますので、担当訪問看護師にご相談下さい。

別表2

保険適用外訪問看護サービスの料金

令和6年6月1日現在

介護保険のご利用者の料金（限度額超過した場合等） 訪問看護（介護予防訪問看護）	医療保険のご利用者の料金 (後期高齢者医療・健康保険)
20分未満 3,140円／回 (3,030円／回)	イ訪問看護基本療養費、ロ精神科訪問看護基本療養費が該当
30分未満 4,710円／回 (4,510円／回)	(1) 営業日の訪問看護利用料 訪問時間（8:00～18:00） 1回・・・(8,400円)
60分未満 8,230円／回 (7,940円／回)	
90分未満 11,280円／回 (10,900円／回)	
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問 (1回につき) 2,940円／回 (2,840円／回) (1回20分以上・6回／週まで)	(2) 営業日外・夜間・早朝・深夜訪問看護 利用料 1) 夜間(18:00～22:00) 早朝(6:00～8:00) (1) に2,100円加算 2) 深夜(22:00～翌朝6:00) (1) に4,200円加算 3) 営業日外：休日・祝日・年末年始 (0:00～24:00) (1) に5,000円／回加算
1日3回以上の場合 100分の90 (100分の50) 夜間・早朝料金は1.25倍、深夜料金は1.5倍 サービス提供体制強化加算 厚生労働大臣が定める基準第十号を満たし、看護師のうち (I) 勤続7年以上の者の割合が30%以上の場合 60円／回 (II) 勤続3年以上の者の割合が30%以上の場合 30円／回	
2人の看護師が同時に訪問看護を行う場合(複数名訪問加算Ⅰ) 30分未満 2,540円／回 30分以上 4,020円／回	(3) 訪問に関わる特約利用料 イ. 訪問1時間30分を超える延長料 ・・・ 30分毎に1,250円 ロ. 交通費 ・・・ 30円／km
看護師と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合(複数名訪問加算Ⅱ) 30分未満 2,010円／回 30分以上 3,170円／回	
長時間訪問看護加算(1時間30分以上) 3,000円／回	
緊急時訪問看護加算 (I) 6,000円／月 (II) 5,740円／月	
特別管理加算 I 5,000円／月	
特別管理加算 II 2,500円／月	
ターミナルケア加算 25,000円／月 (介護予防訪問看護対象者はなし)	
初回加算 I 3,500円(退院した日に看護師が訪問看護を行った場合) II 3,000円／月	

退院時共同指導加算	6,000 円／回	
看護・介護職員連携強化加算	2,500 円／月	
(介護予防訪問看護対象者はなし)		
看護体制強化加算（I）	5,500 円／月	
看護体制強化加算（II）	2,000 円／月	
(＊介護予防訪問看護は、1,000 円／月)		
専門管理加算	2,500 円／月	
口腔連携強化加算	500 円／月	
交通費・・・サービス実施地域無料		
実施地域を越えた時点からの往復の距離		
・・・ 30 円／km、1 km 未満無料		

別表3

保険適用外のその他のサービスの料金

平成27年4月1日現在

(1) ご遺体のお世話	材料費・・・1,000 円 手技料・・・8,400 円 交通費・・・30 円／km 営業日外及び夜間・早朝・深夜の訪問 看護利用料 ・夜間（18:00～22:00）早朝（6:00～8:00） ・・・2,100 円 ・深夜（22:00～6:00）・・・4,200 円 営業日外 ・休日、祝日、年末・年始（0:00～24:00） ・・・5,000 円
-------------	---

令和　　年　　月　　日

〒987-2216

栗原市築館伊豆二丁目7番17号

TEL 0228-24-8151

公益社団法人 宮城県看護協会 栗原訪問看護ステーション

説明者職名・氏名

訪問看護・介護予防訪問看護サービス重要事項について説明を受け、サービスの提供を受けることに同意します。

(サービス利用者)

住所氏名

(署名代行者)

住所

氏名

利用者との関係

署名代行の理由